

処 分 基 準

令和7年3月4日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第22条第7項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号～第6号（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不相当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考：